○　投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）

改正案	現行
（顧客資産となる財産） 第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第七十九条の二十第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、法第百十九条の規定により金融商品取引業者（法第七十九条の二十第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が一般顧客（法第七十九条の二十第一項に規定する一般顧客をいう。以下同じ。）から預託を受けた金銭、有価証券（法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）又は倉荷証券とする。	（新設）
（認可申請書の添付書類等） 第一条の二　法第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。	（認可申請書の添付書類等） 第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。
2　（略）	2　（略）

（認可申請書の提出先） 第一条の三　法第七十九条の三十第一項の規定による認可を受けようとする者は、金融庁長官を経由して、内閣総理大臣に認可申請書を提出しなければならない。	（認可申請書の提出先） 第一条の二　法第七十九条の三十第一項の規定による認可を受けようとする者は、金融庁長官を経由して、内閣総理大臣に認可申請書を提出しなければならない。
（基金の業務範囲を限定する旨を定める定款に関する事項） 第一条の四　法第七十九条の四十九第二項に規定する対象有価証券関連取引に関するものとして内閣府令・財務省令で定める顧客資産は、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。次項において「令」という。）第十八条の七第一号に規定する一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券とする。 2　法第七十九条の四十九第四項に規定する対象商品デリバティブ取引関連取引に関するものとして内閣府令・財務省令で定める顧客資産は、令第十八条の七第二号に規定する一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券及び同条第三号に規定する一般顧客の計算に属する商品又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた商品とする。	（新設）
（補償対象債権の評価方法） 第三条　（略）	（補償対象債権の評価方法） 第三条　（略）

2　法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に係る有価証券の売付代金である金銭であって、当該信用取引に際して金融商品取引業者が顧客に供与した信用に係る債権の担保として提供されている金銭の額については、前項第一号に規定する顧客資産の金額の算出に当たっては、控除するものとする。	2　法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に係る有価証券の売付代金である金銭であって、当該信用取引に際して金融商品取引業者（法第七十九条の二十第一項に規定する金融商品取引業者をいう。）が顧客に供与した信用に係る債権の担保として提供されている金銭の額については、前項第一号に規定する顧客資産の金額の算出に当たっては、控除するものとする。
（迅速な弁済に資するための業務） 第四条の三　法第七十九条の六十一に規定する内閣府令・財務省令で定める業務は、基金の会員である金融商品取引業者の委託を受けて行う当該金融商品取引業者に係る法第四十三条の二第二項又は金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十二条の四第一項に規定する信託の受益者代理人としての業務及び当該金融商品取引業者に代わって顧客資産の返還を行う業務とする。	（新設）

（施行期日）

第一条　この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年三月十一日）から施行する。

（特定委託者保護基金に係る経過措置）

第二条　特定委託者保護基金（改正法附則第四条第一項に規定する特定委託者保護基金をいう。以下この条において同じ。）についての改正法第二条の規定による改正後の金融商品取引法第七十九条の六十一に規定する内閣府令・財務省令で定める業務は、この命令による改正後の投資者保護基金に関する命令第四条の三の規定にかかわらず、特定委託者保護基金の会員である金融商品取引業者の委託を受けて行う当該金融商品取引業者に係る金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第　　　号）附則第二条第一項第一号に規定する信託契約に係る受益者代理人としての業務、当該金融商品取引業者に代わって顧客資産の返還又は当該金融商品取引業者の顧客資産の返還に係る債務の弁済を行う業務並びに保全対象財産（同条第四項に規定する保全対象財産をいう。以下この条において同じ。）の預託の受入れ及び管理に係る業務とする。

2　特定委託者保護基金は、前項の規定に基づきその会員である金融商品取引業者から預託を受けた保全対象財産を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該保全対象財産を管理するものとする。

一　銀行への預金（保全対象財産であることがその名義により明らかなものに限る。）

二　信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補塡の契約をしたものであって、保全対象財産であることがその名義により明らかなものに限る。）

3　特定委託者保護基金は、第一項の規定に基づき保全対象財産である有価証券を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該有価証券を管理するものとする。

一　特定委託者保護基金が自己で保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券を除く。次号において同じ。）　保全対象財産である有価証券（以下この項において「保全対象有価証券」という。）の保管場所については自己の固有財産である有価証券その他の保全対象財産である有価証券以外の有価証券（以下この項において「基金固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し

、かつ、保全対象有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二　特定委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理する有価証券　当該第三者において、保全対象有価証券の保管場所について基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、保全対象有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三　特定委託者保護基金が自己で保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券に限る。次号において同じ。）　保全対象有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象有価証券に係る各会員の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四　特定委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理する有価証券　当該第三者における保全対象有価証券を預託する会員のための口座について、自己のための口座と区分する等の方法により保全対象有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、保全対象有価証券に係る各会員の持分が自己の帳

簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法